

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 3 月 2 9 日（諮問第 1 5 9 号）

答申日：令和 5 年 2 月 7 日（答申第 1 5 9 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和 3 年 5 月 1 4 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）の平成 3 0 年条例 1 4 号の改正に係る国民健康保険条例参考例を含む改正一切の決裁原議」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、令和 3 年 5 月 2 7 日付け北九保健保第 2 3 3 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部開示決定（以下「原処分」という。）により開示した条例改正原議は副市長及び決裁権者の市長に届けていない文書である。開示決定文書の市長決裁印のある「総務局総務課にて別途決裁済み」の文書（以下「本件対象文書」という。）を開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示決定により開示された文書は「市長決裁」の文書である。しかし、開示された「北九州市国民健康保険条例の一部改正について（議案提出）」には、「市長決裁印」が存在していないことは事実である。したがって、決裁権者の市長印のない本件開示の決裁原議は偽造文書である。
- (2) 本件行政文書は、決裁区分が市長と記載されているが、その市長の印若しくは署名が無いため、市長において不承認として差し戻したものである。
- (3) 市長の印若しくは署名が無いことは、弁明も認めたものであり、我が国の成文法主義では不承認（差し戻し）である。それは成文法主義の原理原則である。

市長は、押印等をしないで、その原議を保険年金課長に差し戻すものであり、

国保条例改正事務は終結し、改正手続は開始されない。全ての条例の制定改廃は、市長が押印等したときから手続が始まる。

- (4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条による委任条例の国民健康保険条例の条文は、国の法令の条文と同旨であることとされている。市長は、国の法令と異なる趣旨の条例を制定してはならない。
- (5) 北九州市国民健康保険条例第 10 条の 3（旧第 10 条の 2）の賦課総額の算定方法の根拠は、平成 4 年 3 月 27 日条例改正で偽造された後、14 回改正しているが、現在まで是正されていない。偽造条例の市の解釈により、過大算定されている。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 3 年 5 月 14 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同月 27 日付けで全部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 8 月 24 日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 争点は、保険年金課が保有している「北九州市国民健康保険条例の一部改正について（議案提出）」起案文書の副市長及び市長決裁欄に「総務局総務課にて別途決裁済み」を記載して押印していないため、当該議案提出の決裁権者である市長の決裁は存在していないのではないかという点にあるが、次の理由で本件処分は適法である。
- (2) 原則として、議会に提出する議案は総務局総務課においてまとめて起案し、決裁権者である市長が決裁している。本件議案もその決裁に含まれるため、決裁は存在する。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 3 月 30 日 諮問の受付
- ② 令和 4 年 4 月 18 日 審議
- ③ 令和 4 年 7 月 28 日 審議

- ④ 令和 4 年 9 月 1 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 4 年 10 月 25 日 審議
- ⑥ 令和 4 年 11 月 29 日 審議
- ⑦ 令和 5 年 1 月 11 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の全部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書を全部開示とする決定を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書について、審査請求人は、「開示された文書は市長決裁の文書であるが、市長決裁印が存在していないことは事実であり、市長印のない決裁原議は偽造文書である」「市長の印若しくは署名が無いことは、弁明も認めたものであり、我が国の成文法主義では不承認である」「開示決定文書の市長決裁印のある『総務局総務課にて別途決裁済み』の文書を開示することを求める」旨主張している。

(2) これに対して、処分庁は、「争点は、保険年金課が保有している起案文書の副市長及び市長決裁欄に『総務局総務課にて別途決裁済み』を記載し押印していないため、決裁権者である市長の決裁は存在していないのではないかという点にあるが、原則として、議会に提出する議案は総務局総務課においてまとめて起案し、決裁権者である市長が決裁している。本件議案もその決裁に含まれるため、決裁は存在する」旨主張する。

(3) この点、処分庁が主張するとおり、本市においては、原則として、議会に提出する議案については、総務局総務課においてまとめて起案し、決裁権者である市長が決裁していることが認められ、また、本件議案もその決裁に含まれていることが認められる。そのため、審査請求人が求める本件対象文書は存在しないといえることから、審査請求人の主張は採用することができない。

そうすると、本件において、処分庁が全部開示決定を行ったことについて、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、主張書面を追加提出し、「過去の条例改正決裁原議に市長決裁印のある文書が存在しているものを発見した」旨主張している。しかしながら、当該事例の存在をもって、当審査会の前記判断が左右されるものとは認められない。

さらに、審査請求人は、反論書において「市の条例第 10 条の 3 (旧第 10 条の 2) の賦課総額の算定方法の根拠は、平成 4 年 3 月 27 日条例改正で偽造された後、14 回改正しているが、現在まで是正されていない」「偽造条例の市の解釈により、過大算定されている」といった旨の主張をしている。

しかし、このような主張は、国民健康保険料の決定に係る処分の適否に関するものであって、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において、検討すべきものではない。

#### 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

#### 北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美